

様式第二十四号(第三十条関係)

表	
第 号	年 月 日 (年 月 日 限り有効)
所属局部課名	
職 名	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、宅地建物取引業法第72条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。	
知事	印
8.5cm	
6cm	

裏
宅地建物取引業法抜すい
第72条 国土交通大臣は、宅地建物取引業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で宅地建物取引業を営む者に対して、宅地建物取引業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務について必要な報告を求め、又はその職員に事務所その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。
2・3 (略)
4 第1項及び第2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
5 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
6 (略)